

国立公文書館から日本の図書館を考える
高山 正也(慶応義塾大学文学部名誉教授、国立公文書館理事)

はじめに

図書館とアーカイブズは強固な類縁性を有する。文字による人類の知的経験の記録を累積することで、人間社会の知的文化的な基盤を形成し、より良い社会の方向性の決定に資するというその制度の目的を共有してきているからである。

事実、いわゆる「ゲーテンベルグ革命」以前においては、図書館とアーカイブズは一体であったと考えてよい。活版印刷術の普及による印刷(複製)出版物の増大とともに、複製物を所蔵する図書館と業務上の原本資料を所蔵するアーカイブズに機能分化したと考えられる。

そこで、このような類縁性を有するアーカイブズの世界でも、ここ数年で、目まぐるしく進化しつつある日本の公文書館の世界から図書館を見ることにより、図書館の世界を外から客観的に観察し、問題の幾つかを提起したい。

1. 図書館と公文書館

1.1 図書館とは

図書館法 第2条 (定義)

「・・・図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、・・・」と、施設についての定義はあるが、図書館の機能や構造・構成要素などについての説明は無い。

一方、アメリカ図書館協会(ALA)の用語集(Glossary)では次のように定義されている。ここでは施設についての記述よりも機能についての記述が重視されている。

「library:(奉仕対象として==筆者註==)志向するグループの情報ニーズに応じたサービスを提供できるように訓練されたスタッフを伴い、それらグループに物的、書誌的、知的アクセスを可能ならしめるよう組織化された資料の集合体」

1.2 アーカイブズとは

公文書館法 第4条 (公文書館)

「公文書館は、歴史資料としての重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。」

国立公文書館法 第4条(国立公文書館の目的)

「国立公文書館」は、第15条第4項の規定により移管を受けた歴史資料として重要

な公文書等を保存し、及び一般の利用に供することとのじぎょうをおこなうことにより、国立公文書館または国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。」

国立公文書館法 第 11 条 （業務の範囲）

国立公文書館は、第 4 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 二 国立公文書館または国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門技術的な助言を行うこと。
- 四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。
- 五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 . アーカイブズとしての公文書館

2.1 アーカイブズの種類：

（業務）文書：公文書 + 私文書

設置者別；国立公文書館、自治体公文書館、ビジネス・アーカイブズ、・・・

（業務）文書：現用文書 + 非現用文書

文書のライフサイクル別：記録管理、アーカイブズ（文書館）管理

2.2 公文書館（公文書アーカイブズ）の持つ意味

- * 民主社会 | 主権行使の基盤
- * 法的要請、説明責任の遂行
- * 歴史を通じてのアイデンティティの確立
- * 組織としての持続的発展・災害時や危機からの復興の基盤
- * 組織記憶・組織知の累積を通じての意思決定の質の向上
- * 歴史学を通じての諸科学・文化への寄与・貢献
- * 文書管理の効率化

3 . 日本と世界の公文書館

3.1 日本の公文書館：沿革

（ 1 ）明治初期の公文書管理体制

M1/11 「行政官」の中に「記録編集掛」を置く、M2/7 「史官」の所管に移る。

M3/5 太政官は各省に主要書類の写しの提出を命ず。 各省での記録組織創設

M4/8 太政官正院に記録局設置 M18/6 太政官文書局文庫課

（ 2 ）内閣制度の下での公文書管理

M18/12 内閣記録局設置 S4/8 内閣官房記録課を経て、S17/7 廃止

業務は内閣官房総務課から S22/5 総理府官房総務課（新憲法下まで）

（ 3 ）日本国憲法下での公文書管理

* 公文書対策

S24/9 国立国会図書館の現憲政資料室が国会分館の憲政資料蒐集係として設置

収集対象；・政治家、官僚、軍人等の私的文書類
・GHQ/SCAP 文書を主とする占領行政文書

S34/4 山口県文書館設立（日本最初の都道府県レベルのアーカイブズ）
S34/11 日本学術会議、「公文書散逸防止について」を内閣総理大臣に勧告
S62/12 公文書館法成立（岩上二郎参議院議員による議員立法）

* 国立公文書館制度

S46/7 総理府に国立公文書館を設置
H11/6 国立公文書館法成立
H13/4 内閣府の傘下で、国立公文書館を独立行政法人化

*（独）国立公文書館の強化策

H15/4 内閣官房長の下で「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会（座長；高山正也）」開催 H15/12 報告書提出
H15/12 内閣官房長官の下に「公文書等の適切な管理・保存・利用等のための懇談会（第一次；座長・高山正也）」設置 H16/6 報告書提出
H16/1 小泉首相施政方針演説で「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります。」と声明
H17/3 公文書館推進議員懇談会（代表世話人；福田康夫衆議院議員）発足
H17/7 内閣官房長官の下に「公文書館等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会（第二次；座長・尾崎護）」を設置 H18/6 報告書提出
H19/11 公文書館推進議員懇談会（代表世話人代行；河村健夫衆議院議員）が「この国の歩みを将来への資産とするために：緊急提言」をまとめ、12月7日に福田首相に手交
H19/12 「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」を内閣に設置
H20/1 内閣府大臣官房に「公文書等保存・利用推進室」を設置
福田首相施政方針演説で「行政文書の在り方を基本から見直し、・・・公文書の保存に向けた体制の整備」を声明
H20/2 公文書管理担当大臣に上川陽子少子化担当大臣を任命、内閣に「公文書管理の在り方に関する有識者会議（座長・尾崎護）」を設置、内閣官房に「公文書管理検討室」設置
H20/7 有識者会議、中間報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」発表
H20/8 中山恭子公文書管理担当大臣就任

3.2 日本の公文書館：現状

合計：59 館

内訳 = 国：4

都道府県：31

政令指定都市：8

市区町村：16

国立公文書館の規模（平成20年3月末）

コレクション：公文書（公文書館） 648,616冊

古書・古文書（内閣文庫） 479,500冊

職員：42人+

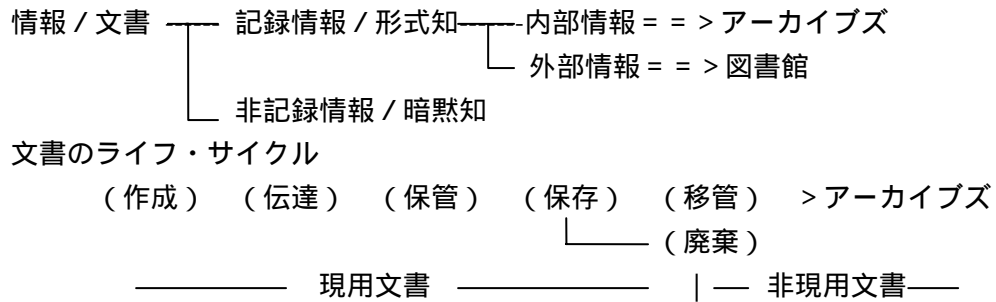
予算（平成19年度）：1,859,355（千円）

3.3 世界の国立公文書館

（別紙1・2参照）

4. アーカイブズとレコードマネジメント

4.1 収蔵記録の特性



4.2 文書の管理

現用文書の管理 = レコード・マネジメント（記録管理）

非現用文書の管理 = アーカイブズ

記録のライフサイクル管理 = レコード・マネジメント + アーカイブズ

5. デジタル化環境の下での図書館と公文書館

5.1 図書館とアーカイブズの資料面での差異の消滅

原本と複製物の境界の消滅 図書館とアーカイブズの再統合

例：Library and Archives of Canada

サービス、機能、目的等の差異が残る。

例：図書館；検閲の排除 自由な閲覧

アーカイブズ；機密の保持 公開基準の下での閲覧

5.2 e-science の（学術・研究）図書館に与える影響；e-community はありうるか。

* e-community の形成による公共図書館サービスの変容？

Google 時代の情報探索行動を前提に；

出版物：編集・査読の過程による情報の事前評価とスクリーニング

データ：評価スクリーニングの過程を経ずに流通 = 情報の評価・選別機能が必要

* 情報の評価・選別能力：X 図書館員 アーキビスト

5.3 情報の評価・選別論（於 アーカイブズ学）

（1）記録の利用価値（by Shellenberg, T. R.）古典的評価選別論

* 記録の一次的価値；記録作成機関にとっての保存利用価値

業務の重複排除、質的向上 = 功利性の観点

* 記録の二次的価値；法的証拠としての価値 = （例）特許、説明責任

情動的価値 = 知識・芸術・文化としての価値

(2) 記録作成の社会的意味(by Booms, H.)

* 史料として記録の作成時の社会・行為の実像を読み解く手掛かりとする。

(例) 古文書の評価

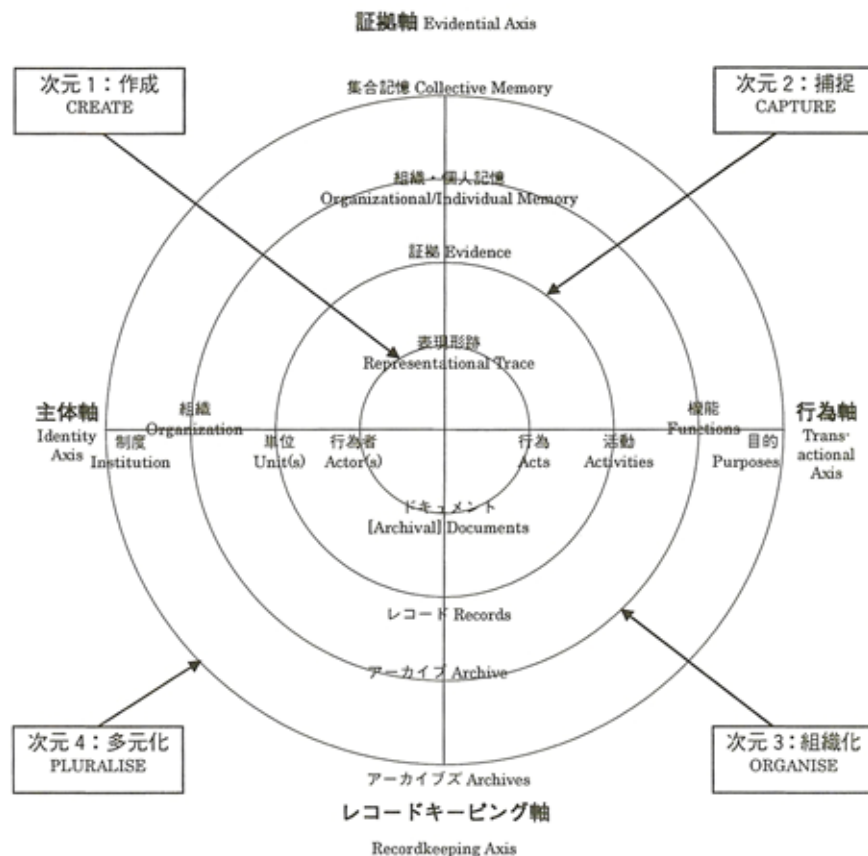
(3) 記録作成機関の社会的機能(by Cook T.)

* 記録はある機能を遂行する組織活動の結果作成される。

文書・記録の分類が組織編成に準拠 図書館の知識分類

「マクロ評価選別論」とも呼ばれる。

(4) 記録連続体論(by Upward, F. and McKemish, S.)



6. 公文書館から見た日本の図書館

* アーカイブズに比し、図書館の量的優位性

量的優位性を質的な優位に結び付けるために必要なもの。

= = 指導理念とその方向性 = = 客観的な現状分析と柔軟な対応

むすび

図書館も大きな変化に直面している。この変化、それは図書館への厳しい注文や要求になって表れているが、これを柔軟に受け止め、更なる進歩・発展に繋げられるか否かは、図書館員（司書）の能力にかかっている。

21世紀という時代に合った司書の能力発揮のみが、現在の苦境から図書館を脱却させるであろう。